

第3号様式

「第5次柳井市行政改革大綱」(案)及び「第5次柳井市行政改革大綱行動計画」(案)に対する意見の募集結果について

第5次柳井市行政改革大綱(案)及び第5次柳井市行政改革大綱行動計画(案)に対して市民の皆様から提出されたご意見、これに対する市の考え方及びこの度策定した第5次柳井市行政改革大綱及び第5次柳井市行政改革大綱行動計画を公表します。

1 公表する資料

- (1) 第5次柳井市行政改革大綱
- (2) 第5次柳井市行政改革大綱行動計画

2 提出いただいた意見とそれに対する市の考え方

- (1) 意見募集期間 令和7年7月1日～令和7年7月30日
- (2) 意見の件数 1名1件
- (3) 意見の内容と市の考え方

項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
取組項目14「市政情報の積極的な発信」及び取組項目15「市民参画の推進」について	<p>一般市民向けの情報と企業・団体向けの情報を発信手段含めて区別する必要があります。市からの情報発信について、現状では情報が雑多に提供されるため、必要とする情報を追いきれないのが実情です。</p> <p>私は市が将来に向けて実施する事業計画を知りたいと考えていますが、例えばプロポーザルやパブリックコメントの情報などは市ホームページを閲覧するまで気付くことができません。気付いた時には終了している事も多々あります。</p> <p>また、情報提供の手法についてももう工夫いただくと良いのではないかと考えています。企業側が必要とする情報発信手段として一番効率が良いのは、やはりメールマガジンだと考えております。市の情報のうち、どの情報が欲しいかキ</p>	<p>本市では広報紙やホームページ、SNS等の様々な手法を用いて、市政情報を発信しているところですが、ご意見のありましたとおり、相手方が求めている情報を、それぞれの媒体の特徴を踏まえながら、分かりやすく発信できる工夫を進めていく必要があると考えます。</p> <p>今後取組を進める上で、効果的な発信方法について適宜検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、計画については原案のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>ワード登録しておく、その情報のみメールで届くという形にできれば良いと思います。</p> <p>「市民参画の推進」において、企業・団体が「情報を逃す」ということは、市の側から考えても不利益につながることもなりますので、是非改善していただきたいところです。</p>	
--	---	--

柳井市総合政策部政策企画課
電 話 0820-22-2111 (内線471)
FAX 0820-23-4595
Eメール seisakukikaku@city-yanai.jp